

## 【(特)日本障害者スキー連盟競技者登録要領】

日本障害者スキー連盟強化部

本連盟では、国内における障害者スキーの更なる発展と競技力の向上を図るため、競技者登録制度を設け、登録者に対して本連盟公認競技会における競技成績より、連盟が設定するSAJDポイント制度による国内ランキング評価を実施し、その評価を基に強化指定選手さらに日本代表選手の選考を行なっています。また登録制度を設けることにより、本連盟選手強化事業の対象者を明確にし、登録者に対して国内及び海外の競技会や合宿・練習会その他の情報提供を行い、各自の練習環境の向上に役立てていただけるよう努めています。

競技者登録制度の趣旨をご理解いただき、登録を希望する方は下記の要領にて申請して下さい。

### 記

#### 1. 登録資格

競技者登録ができる方は、本連盟の正会員団体(日本身体障害者スキー協会、日本チェアスキー協会、日本障害者クロスカントリースキー協会、(特)日本知的障害者スキー協会)の会員であり、競技会に出場資格を有する者となっています。登録資格があるかどうかについては、所属の協会にお問い合わせください。

#### 2. 登録期間

本連盟の年度は9月1日から翌年の8月31日までです。

①平成22年度競技登録者の登録有効期間は平成22年8月31日までです。

②平成21年度競技登録者の登録有効期間は平成22年8月31日までとなります。

登録規程第5条2項にあるように、平成22年度登録者の更新手続きは平成22年8月31日までに完了することとなっていますが、申請手続きは所属協会毎に行ないますので手続き期間等についてはご注意ください。

③期日までに更新手続きが行なわれなかった場合は新規扱いとさせていただきます。

④新規の登録申請につきましては、各協会にお問い合わせください。

#### 3. 登録料

①年次登録料 1,000円

②新規申請料 500円 (更新の場合には必要ありません)

#### 4. 登録手続

競技者登録の手続きは、全て正会員団体である所属各協会を通じて行ないますので、その要領に従って行なってください。(特)日本障害者スキー連盟事務局で直接登録はできません。尚、登録完了者には競技者登録証を交付します。

#### 5. ジャパンパラリンピックへの出場資格について

平成22年度開催予定の「2011ジャパンパラリンピックスキー競技大会」への出場には、競技者登録を完了し、2011ジャパンパラリンピック要綱に定める参加基準を満たすことが必要です。

#### 6. 国際パラリンピック委員会・国際知的障害者スポーツ連盟等の大会への出場資格について

それぞれの障害クラスの国際大会への出場については、大会を主管する国際団体の資格登録が必要です。資格申請を希望される方は、これまでの登録内容と希望の有無を記入してください。また、詳細については、各競技団体担当者にご相談ください。